

# あっせん譲受等候補者名簿登載の要件について

## — あっせん基準による名簿登載要件 —

### 【名簿登載の要件】

農業を営む者（農業によって自立しようとする意欲と能力を有する地域の中核的担い手となることを指向する農業を営む者）で、次に掲げる要件を全て満たす者

#### (1) 面積要件

権利取得後の経営面積が、その地域に係る別表1の基準面積を超えること。

#### (2) 資本装備

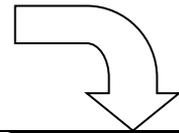
資本装備が適当な水準であること。又は近く適当な水準になる見込みがあること。

#### (3) 効率的利用

市農業振興地域整備計画で定める利用計画に従って利用することが確実であること。

### 【現時点の面積要件】

「権利取得後の経営面積が、別表1の基準面積を超えること」については、現在の経営面積が基準面積の80%以上のものを名簿登載の必須要件とする。



【別表1】 基準面積（第3条関係）

経営形態	対象地区	経営基準	左記の80%	
個別経営体	単一経営	安田	経営面積 2.6ha	2.1 ha
		京ヶ瀬	経営面積 2.8ha	2.3 ha
		水原	経営面積 3.4ha	2.8 ha
		笹神	経営面積 3.7ha	3.0 ha
	複合経営	水原 京ヶ瀬	経営面積 2.8ha	2.3 ha
		安田 笹神	経営面積 2.6ha	2.1 ha
	畜産専業	全域	経営面積 2.6ha	2.1 ha
組織経営体	土地利用型	全域	構成員1人あたりの経営面積が、個別経営体単一経営の地区基準面積を超えること。	

※名簿登載は、申請の内容が上記要件を満たしているか否かを基準する。